



# 県民経済計算標準方式 (平成 23 年基準版)

平成 30 年 3 月

内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部



## は し が き

県民経済計算は地域経済の循環を巨視的に計測することにより、経済分析はもとより、県の行政・財政、経済に関する政策決定や、政策効果の測定など様々な分野で利用されている重要な統計情報の一つである。

県民経済計算の推計にあたっては、国民経済と県民経済の比較、県民経済相互の比較など地域データとしての利用分析面からの諸要請に答えるため、全国共通の方式で推計がなされるよう標準化の基準として従来から「県民経済計算標準方式」が作成されている。国民経済計算が平成 28 年 12 月に研究・開発の総固定資本形成としての記録等の 2008SNA ( System of National Accounts 2008 ) への対応を含め、平成 23 年基準改定を行ったことに伴い、このほど「県民経済計算標準方式 (平成 23 年基準版)」として取りまとめたものである。

県民経済計算はこの標準方式によって推計が行われることとなるが、利用過程でさらに改良すべき点が生じることも考えられる。今後ともさらに精練された標準方式とするよう努めていく必要がある。

平成 30 年 3 月

内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部



# 目 次

は し が き

<b>第1章 県民経済計算の概要</b> .....	1
1. 県民経済計算の目的 .....	1
2. 県民経済計算の基準 .....	1
3. 県民経済計算体系の概要 .....	1
4. 県民経済計算の機能 .....	2
<b>第2章 県民経済計算の特性と県民経済計算標準方式</b> .....	3
1. 地域区分としての県 .....	3
2. 国民経済計算体系からの簡素化と拡充 .....	3
3. 県間比較及び国民経済計算との比較を可能とする標準方式 .....	4
4. 県における1次統計の制約 .....	4
5. 多面的な利用の拡大 .....	4
<b>第3章 県民経済計算標準方式による経済の循環と構造のとらえ方</b> .....	5
1. 勘定体系 .....	5
2. 取引主体の分類 .....	6
3. 県内概念と県民概念 .....	10
<b>第4章 県民経済計算の勘定</b> .....	11
1. 統合勘定 .....	11
表4-1 統合勘定 県内総生産（生産側と支出側） .....	13
表4-2 統合勘定 県民可処分所得と使用勘定 .....	13
表4-3 統合勘定 資本勘定 .....	13
表4-4 統合勘定 県外勘定（経常取引） .....	14
2. 制度部門別所得支出勘定 .....	15
表4-5 所得支出勘定 非金融法人企業 .....	23
表4-6 所得支出勘定 金融機関 .....	23

表 4 - 7	所得支出勘定 一般政府 .....	24
表 4 - 8	所得支出勘定 家計（個人企業を含む） .....	25
表 4 - 9	所得支出勘定 対家計民間非営利団体 .....	26
3 .	制度部門別資本勘定 .....	27
表 4 - 10	資本勘定 .....	28
<b>第 5 章</b>	<b>県民経済計算の主要系列表及び付表 .....</b>	<b>30</b>
1 .	主要系列表 .....	30
表 5 - 1	主要系列表 1 経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター） ..	32
表 5 - 2	主要系列表 3 県民所得及び県民可処分所得の分配 .....	34
表 5 - 3	主要系列表 4 県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター） ...	38
2 .	付表 .....	41
表 5 - 4	付表 1 一般政府の部門別所得支出取引 .....	41
表 5 - 5	付表 2 社会保障負担の明細表（一般政府の受取） .....	43
表 5 - 6	付表 3 一般政府からの家計への移転の明細表（社会保障関係） .....	44
表 5 - 7	付表 4 経済活動別県内総生産及び要素所得 .....	45
表 5 - 8	付表 5 経済活動別の就業者数及び雇業者数 .....	47
<b>付章</b>	<b>県民経済計算の発展経緯 .....</b>	<b>48</b>
1 .	県民所得統計から県民経済計算への発展 .....	48
2 .	県民経済計算の標準方式と国民経済計算の関連 .....	50

## 第1章 県民経済計算の概要

### 1．県民経済計算の目的

県民経済計算は、都道府県（以下「県」という）民経済の循環と構造を、生産、分配、支出の3面にわたり記録することにより県民経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として政策運営に資するとともに、家計・企業の意味決定の基礎を提供することを主な目的とする。あわせて国民経済における各県民経済の位置を明らかにするとともに、各県民経済相互間の比較などによる国民経済の地域的分析を可能とするものである。

### 2．県民経済計算の基準

県民経済計算は、国民経済計算に基づき、県民経済を包括的、整合的、統一的に記録するものである。日本の国民経済計算は、国連統計委員会の勧告、System of National Accounts 2008（以下「2008SNA」という）に準拠している。主要先進国では、すでに2008SNAへの移行を完了しており、他の国においても2008SNAへの移行を進めている。県民経済計算は、県の行政区域により地域を区分し、国民経済計算に準拠して地域内の経済活動を記録するものである。

以下において、国際基準である国民経済計算体系をSNA、それに準拠した日本の国民経済計算体系をJSNAと呼んで区別する。

### 3．県民経済計算体系の概要

県民経済計算においては、経済取引を複式簿記の原理に基づいて、財貨の購入と同額の現金の減少のように2重記帳により記録する。取引の相手にも同額の2重記帳があるため、4重記帳となる。これらの取引は、経済活動別及び制度部門別の勘定に即して記録されるとともに、これらを統合した県内勘定及び県民勘定が作成される。

この場合、経済理論上の根拠や経済分析上の目的に裏付けられた概念により、取引の分類、取引主体の部門分割や取引場所の区分などが明確にされる。

#### 4 . 県民経済計算の機能

県民経済計算は県という行政区域における経済活動の実態を、マクロ的視点から総合的に把握するものである。これにより地方行政の目標設定や諸施策の評価ができる。

( 1 ) 県民経済計算は地域の所得水準や経済成長率を計測することができ、県間比較により県経済の全国に対する位置の判定とともに県経済の動向を知ることができる。

( 2 ) 地域経済の基本構造の実態が明らかにされることにより、

生産面においては、県内の産業構造の実態が明らかとなる。

分配面においては、所得の分配の態様を分析することにより、生産要素への配分の実態が明らかになる。

支出面においては、地域経済における総需要の構造や動向、つまり消費、投資、移出入などの構成や増減が明らかにされる。

所得の移転関係を捉えることにより、所得再分配の態様や効果を明らかにすることができる。

担税能力の評価尺度としての県民の担税率等が明らかになることから、地方税収の見込みに数量的根拠を与えることができる。

県際取引を捉えることにより、生産物の移出入や生産要素つまり労働や資本の県間移動の実態が明らかにされ、他県経済との関連ないし対外依存度を知ることができる。

( 3 ) 制度部門別に、所得やその処分の態様がとらえられることにより、制度部門間の相互依存関係を明らかにすることができる。

( 4 ) 制度部門別に、投資や資本取引が明らかにされ、地域経済における投資や資本の配分を明らかにすることができる。

( 5 ) 経済活動別の中間投入を明らかにし、県内産業の技術構造の分析を可能とする。



## 第2章 県民経済計算の特性と県民経済計算標準方式

県民経済計算は、国の経済活動を県という地域単位に細分化し、その状態を記録しようとするものであり、JSNA とはこの面において異なった特性を有している。

### 1．地域区分としての県

県という地域を1つのまとまりをもった自立的経済圏として捉えることができれば、そこに県民経済としての経済循環の構造を想定することが可能となり、国民経済におけるJSNA と同じように、その地域についての地域経済計算体系を構想することができる。

しかし、県民経済計算において、地域区分の基準単位となっている県という地域は、行政区画であって、必ずしも自立的な経済圏を構成しているとは限らない。

従って、県民経済計算をJSNA と同様に体系づけることには、理論的な難点や統計上の制約も大きい。一方、経済政策、社会政策の多くが県を単位に展開されており、それらの基盤となる情報の整備が不可欠である。

県民経済計算はこのような事情を背景として、理論と現実との接点の上で実際面からの有用性を基礎に成り立っているものである。

### 2．国民経済計算体系からの簡素化と拡充

JSNA を単純に県という地域別に分割しただけでは、県民経済計算にはならない。JSNA の体系はそのまま県に適用するには、範囲が広すぎ、分類等の程度も過大であるかもしれない。他方で、県経済の構造は国民経済に比べれば単純であり、ある程度の簡素化も考えられる。

しかし、県民経済計算は、JSNA に比べて全てにわたり簡素化ができるわけではない。JSNA との比較において、対外取引が大きいことも県民経済計算の特徴である。国内地域間の取引は、実物取引、金融取引とも、法律上あるいは税務上の規制を受けることが少ないため、県際取引は極めて大きく、取引の経路や形態も多岐にわたる。輸出入と移出入の区別や企業内取引の取り扱いなど、JSNA の拡充を必要とする側面もある。このように、県民経済計算は、JSNA の基本的な考え方や仕組みを採用する上で、簡素化と複雑化という2つの方向を目指すことになる。

### 3．県間比較及び国民経済計算との比較を可能とする標準方式

県民経済計算は、JSNA を簡素化と同時に拡充するものであるが、それぞれの県での対応が異なれば、県間の比較可能性が失われ、県民経済計算の有用性の低下を招くこととなる。このため、県民経済計算が共通の標準方式を適用して推計されることにより、県間比較を通じて各県の国民経済における的確な位置付けを行うことが可能となる。県民経済計算標準方式の目的はここにある。

また、県民経済計算を JSNA と比較することにより、産業構造等の県経済の特性を明らかにすることが可能となる。

### 4．県における 1 次統計の制約

日本の 1 次統計は、一般的には行政区画単位で収集されているが、集計については国レベルのみで行われ、県別の集計値が利用可能でないことが多い。

県民経済計算は、数多くの 1 次統計資料を利用することによって作成される加工統計であるため、基礎となっている統計資料の有無によって推計方法が制約される。このことは、反面で、県等の地域における各種の 1 次統計の整備、改善の方向を示唆するが、これも県民経済計算の重要な機能である。

### 5．多面的な利用の拡大

県民経済計算は、地域経済に関する総合的な指標として、国の中央、地方の関係機関において、また学界、民間等において地域経済分析、事業経営指針策定等の基礎的資料として、その利用が年々拡大してきている。従って、今後は、より一層の内容、推計方法の整備、充実が重要となる。

## 第3章 県民経済計算標準方式による経済の循環と構造のとらえ方

### 1. 勘定体系

県民経済計算においてもっとも基本的な関係は、生産あるいは移輸入される財貨・サービスは消費されるか、資本形成に使われるか、あるいは移輸出されるかということである。このような関係を、SNAでは経常勘定、蓄積勘定及びバランスシートにより記録する。これらの勘定は相互に密接に結びついており、各勘定は整合的に組み立てられている。県民経済計算の標準方式では、経常勘定と蓄積勘定のうちの資本勘定が取り扱われる。(蓄積勘定には、他に金融勘定、その他の資産量変動勘定及び再評価勘定がある)

#### (1) 経常勘定

経常勘定は生産勘定と所得支出勘定からなる。生産勘定では、財貨・サービスを生産する活動が経済活動別に記録され、産出から中間投入を差し引いて付加価値が得られることが示される。

所得支出勘定では、付加価値からの第1次所得(雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、営業余剰・混合所得、財産所得)の配分、税・社会保障などによる再分配、最終消費支出及び貯蓄が記録される。

#### (2) 資本勘定

資本勘定では、所得支出勘定から得られる貯蓄に資本移転の純受取が記録され、これらの合計と固定資本形成、在庫変動及び土地の純購入の合計の差が純貸出(+)/純借入(-)となる。

#### (3) 取引記録の基準

以上の勘定に取引を記録する時点について、SNAは発生主義の原則をとり、県民経済計算でも同じである。発生主義では、経済価値が創出され、さらに分配され、また、交換、移転、消滅する時点において記録される。すなわち、所有権の変更を伴う取引は変更が生ずる時点で、サービスは提供される時点で、産出は生産物が作り出される時点で、中間消費は原材料が使用される時点で記録される。建設活動は、工事の進捗に応じて、

工事の出来高を記録する。

## 2 . 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う勘定体系においては、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約し、グループごとに勘定を作成する。SNA では異なる2つの観点から経済主体を分類する2重分類をとる。第1は制度単位を分類とする制度部門別分類である。制度単位は財や資産を所有し、負債を負い、自らの意思で経済活動を行う主体をいう。第2は事業所を主として、生産に使用する技術の同一性によって分類する経済活動別分類である。事業所とは、1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいう。

### ( 1 ) 制度部門別分類

制度単位は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の5つに分類される。

#### 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、医療機関等や、特殊法人等の一部が含まれる。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを提供する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護保険による介護サービスを提供する介護事業者、さらには経済団体が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。

非金融法人企業は、政府による所有・支配に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融企業に分かれる。政府が議決権の過半数を保有している、または、取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）、のいずれかを満たす場合には、公的企業（公的非金融企業または公的金融機関）に分類し、そうでない場合は民間企業（民間非金融法人企業または民間金融機関）とする。

なお、公的法人企業の子会社のうち、政府諸機関の分類対象でないものについ

ては、基礎統計上の制約から、公的法人企業には含めていない。

## 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

平成23年基準以降、2008SNAを踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、中央銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る。

## 一般政府

一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれる。社会保障基金は、政府により賦課・支配され、社会の全体ないし大部分をカバーし、強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものであり、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計(保険事業特別会計)のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部(年金積立金管理運用独立行政法人)が含まれる。

## 家計

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業(非法人企業)も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほ

か、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

#### 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

対家計民間非営利団体は、利益分配を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であり、こうした制約を踏まえて、JSNAと同様、県民経済計算においては、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

#### （２）経済活動別分類

SNAにおいては、財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の単位として「事業所」が位置付けられており、これらを同質的なグループに分類したものととして「産業（industry）」がある。より具体的には、事業所ごとに、その事業所の主要な生産物（主産物）に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業と分類する。また、事業所が主産物以外に副次的な生産物を生産している場合があるが、その場合も、あくまで同じ主産物を生産する事業所をグルーピングして一つの産業とする。このため、各産業の生産物には、主産物のほかに複数の副次的生産物がありうる。2008SNAにおいては、この産業の分類は、国連が作成する国際基準である「国際標準産業分類」の改定第4版（ISIC Rev.4）に拠っている。JSNAと同様県民経済計算においては、SNAにおける「産業」については、「経済活動」と呼称しており、その分類は「経済活動別分類」と呼ぶ。この経済活動別分類は、平成23年基準以降については、大分類レベルで可能な限りISIC Rev.4と整合的なものとなるよう設定されている。

なお、平成17年基準以前の経済活動別分類は、全体をまず市場生産者を意味する「産

業」と非市場生産者を意味する「政府サービス生産者」や「対家計民間非営利サービス生産者」に分けた上で、それぞれの中でさらに内訳分類を設定する形になっており、また、サービス業が集約されているなど、国際標準産業分類とは必ずしも整合的でない分類体系となっていた。これに対して、平成23年基準では、全体をまず「産業」「政府サービス生産者」「対家計民間非営利サービス生産者」と区分する方法を取り止めるとともに、サービス業について、ISIC Rev.4と可能な限り整合的となるよう細分化を行っている。

#### (市場生産者と非市場生産者)

事業所は、市場生産者と非市場生産者にも分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

JSNA では、売上高が生産費用の 50%を下回る場合に、経済的に意味のない価格とみなすことになっている。

##### 市場生産者

市場生産者には、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれる。

医療機関については、同一の社会保険診療報酬制度の下で運営していることから、公立病院も含めて、全て市場生産者として扱う。また、主として企業のためにサービスを提供する非営利団体、家計の持ち家と政府及び民間非営利団体の給与住宅、家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などが市場生産者の活動の範囲に含まれる。

##### 非市場生産者

一般政府と対家計民間非営利団体が含まれる。

### 3 . 県内概念と県民概念

県民経済計算の経済取引は、その主体がその県の居住者であるか、非居住者であるかによって、また、取引の発生が県内であるか、県外であるかによって、区分して記録する。県内及び県外は行政区域に対応する。また、ある経済主体の主たる経済的関心が県内にあるとき、その経済主体は居住者であるとされる。家計であれば居住する県の、事業所であれば生産を行う県の居住者である。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行われる全ての生産を記録する。従って、生産に関する勘定は県内概念により構成される。企業には本社、工場、支店、営業所等があり、それらが複数の県にまたがる場合がある。この場合、企業の経済活動から発生する付加価値を、1つの県（例えば本社所在県）にのみ帰属させることは適当ではない。事業所を単位の基礎としている県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ経済活動の成果が帰属すると考える。

支出に関する勘定において、最終消費支出については、居住者たる家計、対家計民間非営利団体、一般政府が行うものであるため、県民概念で記録する。一方、総固定資本形成は付加価値の生産と一体的に捉えられるため、県内概念による。

これに対し、県民所得に関する勘定においては、居住者の全ての所得を取り扱い、それが県内で発生したかどうかを問わない。すなわち県民概念に基づく。居住者は、県内の生産及び県外の生産への参加あるいは資産の貸借の結果として、雇用者報酬、財産所得、企業所得等を受け取る。逆に、県内の生産から生ずる所得のうちのある部分は、非居住者に支払われる。このように、生産への寄与により居住者に帰属する所得は、県内生産から発生した所得とは一致しない。



## 第4章 県民経済計算の勘定

県民経済計算の勘定は、統合勘定、制度部門別所得支出勘定及び制度部門別資本勘定からなる。

### 1. 統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分及び移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括する。統合勘定に表章される項目の概念の詳細な説明は、次節以下の所得支出勘定と資本勘定において行う。

#### (1) 県内総生産勘定

表4-1に示されるこの勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉えるものであり、制度部門の所得支出勘定及び資本勘定を統合して記録する。

勘定の貸方（支出側）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総支出である。構成項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出、県内総固定資本形成及び在庫変動、財貨・サービスの移出、（控除）財貨・サービスの移入が示されている。

勘定の借方（生産側）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産である。構成項目としては、雇用者報酬と営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金が示される。

県内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生ずる。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に計上し、生産側と支出側をバランスさせている。なお、JSNAでは統計上の不突合を生産側に計上することになっている。

この勘定は、以下に述べる他の3つの統合勘定、すなわち県民可処分所得と使用勘定、資本勘定及び県外勘定を統合することによっても得られる。

## ( 2 ) 県民可処分所得と使用勘定

表 4 - 2 に示されるこの勘定においては、県内で発生する第 1 次所得に県外からの雇用者報酬の受取（純）及び財産所得の受取（純）が加えられることによって県民概念の第 1 次所得が定義される。さらに県外からの経常移転（純）が加わって県民可処分所得が決まる。

県民可処分所得を構成するのは以下のものである。雇用者報酬は県民概念のそれであり、雇用者報酬（県内概念）と、県外からの雇用者報酬の受取から県外への支払を差し引いた県外からの雇用者報酬（純）からなる。営業余剰・混合所得は各制度部門の和である。県外からの移転項目については、県外からの財産所得（純）と県外からの経常移転（純）が表章される。さらに生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が、一般政府の第 1 次所得として可処分所得側に計上される。

県民可処分所得から民間最終消費支出及び政府最終消費支出を行い、バランス項目が県民貯蓄である。

## ( 3 ) 資本勘定

表 4 - 3 は、資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合する資本勘定を示す。JSNA では、「資本勘定・金融勘定」は、非金融面の資産等の取引による変化を示す「資本勘定」と、金融面の資産等の取引による変化を示す「金融勘定」とに分かれているが、県民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

この勘定においては、右の資本の調達側に県民貯蓄と県外からの資本移転（純）が記録され、統計上の不突合が控除される。左の資本形成側には、総固定資本形成（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出(+)/純貸入(-)がバランス項目である。

## ( 4 ) 県外勘定

表 4 - 4 の県外勘定は、県外の視点から記録されている。JSNA では経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、財産所得及び経常移転の受払が記録され、支払側の経常県外収支がバランス項目である。

表4 - 1 統合勘定 県内総生産（生産側と支出側）

1.1	雇用者報酬（県内活動による）	(2.4)	1.6	民間最終消費支出	(2.1)
1.2	営業余剰・混合所得	(2.6)	1.7	政府最終消費支出	(2.2)
1.3	固定資本減耗	(3.2)	1.8	県内総固定資本形成	(3.1)
1.4	生産・輸入品に課される税	(2.8)	1.9	在庫変動	(3.3)
1.5	（控除）補助金	(2.9)	1.10	財貨・サービスの移出入（純）	(5.1)
			1.11	統計上の不突合	(3.7)
県内総生産（生産側）			県内総生産（支出側）		

（注）1．統合勘定構成項目の数字1.1、1.2.....5.7、5.8は項目番号である。

2．（ ）内は本章の他の表における対応する項目の番号である。

表4 - 2 統合勘定 県民可処分所得と使用勘定

2.1	民間最終消費支出	(1.6)	2.4	雇用者報酬（県内活動による）	(1.1)
2.2	政府最終消費支出	(1.7)	2.5	県外からの雇用者報酬（純）	(5.2-5.6)
2.3	県民貯蓄	(3.5)	2.6	営業余剰・混合所得	(1.2)
			2.7	県外からの財産所得（純）	(5.3-5.7)
			2.8	生産・輸入品に課される税	(1.4)
			2.9	（控除）補助金	(1.5)
			2.10	県外からの経常移転（純）	(5.4-5.8)
県民可処分所得の使用			県民可処分所得		

（注）表4 - 1の注参照。

表4 - 3 統合勘定 資本勘定

3.1	県内総固定資本形成	(1.8)	3.5	県民貯蓄	(2.3)
3.2	（控除）固定資本減耗	(1.3)	3.6	県外からの資本移転（純）	
3.3	在庫変動	(1.9)	3.7	（控除）統計上の不突合	(1.11)
3.4	純貸出(+)/純借入(-)				
資産の変動			貯蓄・資本移転による正味資産の変動		

（注）表4 - 1の注参照。

表4 - 4 統合勘定 県外勘定（経常取引）

5.1	財貨・サービスの移出入（純）	(1.10)	5.6	雇用者報酬（受取）	(5.2-2.5)
5.2	雇用者報酬（支払）	(2.5+5.6)	5.7	財産所得（受取）	(5.3-2.7)
5.3	財産所得（支払）	(2.7+5.7)	5.8	経常移転（受取）	(5.4-2.10)
5.4	経常移転（支払）	(2.10+5.8)			
5.5	経常県外収支				
支 払			受 取		

（注）表4 - 1の注参照。

## 2 . 制度部門別所得支出勘定

制度部門別の所得支出勘定は、表4 - 5から表4 - 9のとおり表章される。この勘定における主要項目は、以下のとおりである。

### ( 1 ) 第1次所得の配分

雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税(控除)補助金及び財産所得が第1次所得として、制度部門に配分される。

### ( 雇用者報酬 )

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者(employees)への分配額を指すもので、家計部門の受取にのみ計上される。雇用者とは、県内に居住し、市場生産者・非市場生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。賃金・俸給は、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬(給与や賞与)、議員歳費等が含まれる。現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

雇主の現実社会負担は、概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

雇主の帰属社会負担は、概念上、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれる。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象と

した社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

#### （営業余剰・混合所得）

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。営業余剰・混合所得は、大きく営業余剰と混合所得に分けられる。営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

#### （生産・輸入品に課される税（控除）補助金）

生産・輸入品に課される税は、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。一般政府の受取としてのみ記録される。大別すると、「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分かれ、前者は、財貨またはサービスの1単位当たりで支払われる税であり、「付加価値型税」、「輸入関税」、「その他」に分かれる。「付加価値型税」には消費税や地方消費税等が、「輸入関税」には関税が、「その他」には酒

税、たばこ税、揮発油税等が含まれる。また「生産に課されるその他の税」は、生産者が生産に携わる結果として課税される、生産物に課される税を除く全ての税からなり、固定資産税や印紙収入税等が含まれる。

補助金とは、一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれず、資本移転に含まれる。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記を満たさないことから補助金には記録されない。

#### （財産所得）

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成る。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」に分かれる。

このうち法人企業の分配所得は、配当と準法人企業所得からの引き出しに分かれる。配当は株主が法人企業に資金を利用させる対価として得る財産所得である。準法人企業は独立した法人ではないが、法人企業のように運営され、その所有者との関係が法人企業と株主の関係に似ているものである。準法人企業からの引き出しは、これら企業の経常的な所得の所有者への配分であり、配当と似ている。家計の受取は配当のみである。

その他の投資所得には、保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得が含まれる。保険契約者に帰属する投資所得は、保険技術準備金からの投資により得られる所得と保険契約者配当が含まれる。年金受給権に係る投資所得は、家計が保有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金基金が留保するが、家計がこれを追加負担として年金基金に払い戻すものとする。投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配

分されないが、投資信託から投資者に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資するものとする。

賃貸料は、土地等の有形非生産資産の純賃貸料（総賃貸料マイナス税金等諸経費）に加え、著作権など無形非生産資産の使用料を計上する。

## （２）経常移転

移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービスまたは資産も受け取ることなしに、財貨・サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引を指す。このうち、経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上される。現物社会移転を除く経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

## （所得・富等に課される経常税）

所得・富等に課される経常税は、主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、さらに富に課される税からなる。（支払う側から見れば）定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく資本勘定の「資本移転」として記録される。所得・富等に課される経常税は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録される。

所得・富等に課される経常税は、さらに「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。所得に課される税には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税（所得割・法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割・法人税割）、日銀納付金等が、その他の経常税には家計の負担する自動車関連諸税、事業税（地方法人特別税を含む）、道府県民税や市町村民税の個人・均等割等が含まれる。自動車関連諸税については、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結びつくものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。



(純社会負担、現物社会移転以外の社会給付)

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、雇用者報酬に含まれる。また、雇用者本人が行う負担は、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。制度部門別所得支出勘定では、支払側では家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち 社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府（社会保障基金）に、 企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関（年金基金）に、 さらに無基金の社会保険制度にかかる負担については雇主部門に、それぞれ記録される。また、家計の所得支出勘定においては、家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」に、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」を合わせた形で支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。上記の「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値を「純社会負担」と呼ぶ。

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転である。このうち、所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録される。「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる。

「現金による社会保障給付」は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた、現金の形で支払われる給付である。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当が含まれる。

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付であ

る。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である。具体的には、現金主義で記録する（発生主義で記録しない）退職一時金、私的保険への拠出金等を含む。

「社会扶助給付」は、社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。具体的には、一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

#### （その他の経常移転）

その他の経常移転は非生命保険取引、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。他に分類されない経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる。

### (3) 最終消費支出と貯蓄

最終消費とは、各制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」のうち、個々の家計あるいは社会全体（コミュニティ）によってそれらの個別的ないし集合的な必要性和欲求を満足させるために費消される財貨・サービスの価額である。

家計、一般政府及び対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録され、全制度部門についてバランス項目として貯蓄が定義される。

最終消費は、各制度単位がその費用を負担するというベースなのか、各制度単位がその便益を享受するというベースなのかによって、二つの概念に分かれる（消費の二元化）。費用負担ベースの最終消費は「最終消費支出」、便益享受ベースの最終消費は「現実最終消費」と呼ばれる。一般政府の産出のうち教育サービス、公衆衛生サービスなどのように、その便益を受けている家計が特定できるもの、医療費・介護費のうち保険給付分、対家計民間非営利団体のサービス産出などは、現物社会移転として家計に移転されるものとする。家計最終消費支出に現物社会移転を加えて現実最終消費とし、家計の消費水準をより適切に示すものとする。

また、家計の貯蓄率の算出においては、可処分所得に年金受給権の変動調整を加えたものを分母とする。

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

「年金受給権の変動調整」を所得支出勘定に記録する背景について、家計部門の観点から示すと、まず、年金制度に係る負担や給付の受払は、企業年金であれ社会保障制度であれ、家計部門の認識としては、可処分所得に影響を与えるものである。つまり、負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる。経済全体として、負担 - 給付、つまり「超過負担額」がプラスであれば、ネットとしてマクロの可処分所得が減ることとなる。一方で、超過負担額は、金融面から見れば、「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の蓄積（超過負担がプラスの場合は増加、マイナスの場合は減少）、年金を運営する立場の金融機関にと

っての負債の蓄積（同上）として記録されなければならない。こうした、金融面との整合性を確保する観点から、所得支出勘定においては、純社会負担から社会給付を控除した額を「年金受給権の変動調整」として、家計の受取、金融機関の支払に記録することとしている。

表 4 - 5 所得支出勘定 非金融法人企業

1 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 法人企業の分配所得 ( 3 ) 賃貸料 2 . 所得・富等に課される経常税 3 . その他の社会保険非年金給付 4 . その他の経常移転 うち非生命純保険料 5 . 貯蓄	6 . 営業余剰 7 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 法人企業の分配所得 ( 3 ) 保険契約者に帰属する投資所得 ( 4 ) 賃貸料 8 . 雇主の帰属社会負担 9 . その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
( 参考 ) 支払利子 ( FISIM 調整前 )	( 参考 ) 受取利子 ( FISIM 調整前 )

( 注 ) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

表 4 - 6 所得支出勘定 金融機関

1 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 法人企業の分配所得 ( 3 ) その他の投資所得 a . 保険契約者に帰属する投資所得 b . 年金受給権に係る投資所得 c . 投資信託投資者に帰属する投資所得 ( 4 ) 賃貸料 2 . 所得・富等に課される経常税 3 . 現物社会移転以外の社会給付 ( 1 ) その他の社会保険年金給付 ( 2 ) その他の社会保険非年金給付 4 . その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5 . 年金受給権の変動調整 6 . 貯蓄	7 . 営業余剰 8 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 法人企業の分配所得 ( 3 ) その他の投資所得 a . 保険契約者に帰属する投資所得 b . 投資信託投資者に帰属する投資所得 9 . 純社会負担 ( 1 ) 雇主の現実社会負担 ( 2 ) 雇主の帰属社会負担 ( 3 ) 家計の現実社会負担 ( 4 ) 家計の追加社会負担 ( 5 ) ( 控除 ) 年金制度の手数料 10 . その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
( 参考 ) 支払利子 ( FISIM 調整前 )	( 参考 ) 受取利子 ( FISIM 調整前 )

( 注 ) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

表 4 - 7 所得支出勘定 一般政府

1 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 賃貸料 2 . 現物社会移転以外の社会給付 ( 1 ) 現金による社会保障給付 ( 2 ) その他の社会保険非年金給付 ( 3 ) 社会扶助給付 3 . その他の経常移転 うち非生命純保険料 4 . 最終消費支出 5 . 貯蓄	6 . 生産・輸入品に課される税 7 . (控除) 補助金 8 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 法人企業の分配所得 ( 3 ) 保険契約者に帰属する投資所得 ( 4 ) 賃貸料 9 . 所得・富等に課される経常税 10 . 純社会負担 ( 1 ) 雇主の現実社会負担 ( 2 ) 雇主の帰属社会負担 ( 3 ) 家計の現実社会負担 11 . その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
( 参考 ) 支払利子 ( FISIM 調整前 ) 現物社会移転 うち現物社会移転 ( 市場産出の購入 )	( 参考 ) 受取利子 ( FISIM 調整前 )

表4 - 8 所得支出勘定 家計（個人企業を含む）

1．財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2．所得・富等に課される経常税 3．純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 4．その他の経常移転 うち非生命純保険料 5．最終消費支出 6．貯蓄	7．営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰(持ち家) (2) 混合所得 8．雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a．雇主の現実社会負担 b．雇主の帰属社会負担 9．財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 a．保険契約者に帰属する投資所得 b．年金受給権に係る投資所得 c．投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10．現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11．その他の経常移転 うち非生命保険金 12．年金受給権の変動調整
支 払	受 取
(参考) 支払利子(FISIM調整前) 可処分所得 貯蓄率(%)	(参考) 受取利子(FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転(市場産出の購入)

(注) 1．可処分所得 = (受取 - 12) - (1 ~ 4の合計)

2．貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

表4 - 9 所得支出勘定 対家計民間非営利団体

1 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 賃貸料 2 . 現物社会移転以外の社会給付 ( 1 ) その他の社会保険非年金給付 ( 2 ) 社会扶助給付 3 . 非生命純保険料 4 . 最終消費支出 5 . 貯蓄	6 . 財産所得 ( 1 ) 利子 ( 2 ) 配当 ( 3 ) 保険契約者に帰属する投資所得 ( 4 ) 賃貸料 7 . 雇主の帰属社会負担 8 . その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
( 参考 ) 支払利子 ( FISIM 調整前 )	( 参考 ) 受取利子 ( FISIM 調整前 )



### 3 . 制度部門別資本勘定

全ての制度部門の資本勘定が、統合勘定の資本勘定と同様の以下の表 4 - 10 の形式で記録される。

土地の取引は居住者の間でのみ行われ、県をまたがる土地の売買は金融取引とみなされるため、県内では土地の売却と購入が等しい。このため、統合勘定の資本勘定では土地の購入（純）は記録されないが、制度部門別には純購入が記録される。

バランス項目は純貸出（+）/純借入（-）であるが、貯蓄（純）と資本移転（純）が総固定資本形成（控除）固定資本減耗、在庫変動及び土地の購入（純）の合計を上回る場合には純貸出、逆の場合には純借入となる。

表 4 - 10 資本勘定

非金融法人企業

1 . 総固定資本形成	6 . 貯蓄 ( 純 )
2 . ( 控除 ) 固定資本減耗	7 . 資本移転等 ( 純 )
3 . 在庫変動	
4 . 土地の購入 ( 純 )	
5 . 純貸出 ( + ) / 純借入 ( - )	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

金融機関

1 . 総固定資本形成	5 . 貯蓄 ( 純 )
2 . ( 控除 ) 固定資本減耗	6 . 資本移転 ( 純 )
3 . 土地の購入 ( 純 )	
4 . 純貸出 ( + ) / 純借入 ( - )	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

一般政府

1 . 総固定資本形成	6 . 貯蓄 ( 純 )
2 . ( 控除 ) 固定資本減耗	7 . 資本移転 ( 純 )
3 . 在庫変動	
4 . 土地の購入 ( 純 )	
5 . 純貸出 ( + ) / 純借入 ( - )	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

家計 ( 個人企業を含む )

1 . 総固定資本形成	6 . 貯蓄 ( 純 )
2 . ( 控除 ) 固定資本減耗	7 . 資本移転 ( 純 )
3 . 在庫変動	
4 . 土地の購入 ( 純 )	
5 . 純貸出 ( + ) / 純借入 ( - )	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

対家計民間非営利団体

1 . 総固定資本形成	5 . 貯蓄 ( 純 )
2 . ( 控除 ) 固定資本減耗	6 . 資本移転 ( 純 )
3 . 土地の購入 ( 純 )	
4 . 純貸出 ( + ) / 純借入 ( - )	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

## 第5章 県民経済計算の主要系列表及び付表

### 1. 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなる。

#### (1) 経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせるにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採る。

なお、経済活動別県内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

#### (県内総生産)

県内総生産（粗付加価値）は、産出額から中間投入を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金からなる。

本社機能などのサービスの産出は、この本社に管理される事業所に配分されるものとする。この際、工場などの事業所と本社が異なる県に存在する場合は、本社サービスが県外から移入され、工場などにおいて中間投入されるものとする。

県内総生産に県外からの雇用者報酬及び財産所得の純受取を加えると、市場価格表示の県民総所得が得られる。

なお、金融業の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM：financial intermediation services indirectly measured）を含むものとして記録することとしている。

預金取扱機関のサービスの中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を適用する

ことにより、明示的には料金を課さずに提供されるものがある。すなわち、預金取扱機関への資金の貸し手（預金者）には相対的に低い利子率を支払い、資金の借り手にはより高い利子率を課する。こうした預金取扱機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM である。預金取扱機関で産出された FISIM は各制度部門で消費する。

（輸入品に課される税・関税）

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなるが、輸入する事業所の県に計上する。JSNA に準じ、経済活動別には配分しない。

（総資本形成に係る消費税）

課税業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる（仕入税額控除）。総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として除いた金額で記録される（修正グロス方式）。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

表 5 - 1 主要系列表 1 経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）

項目
1. 農林水産業 (1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) 印刷業 (15) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 (1) 電気業 (2) ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 (1) 卸売業 (2) 小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 (1) 通信・放送業 (2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 (1) 住宅賃貸業 (2) その他の不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス
17. 小計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16）
18. 輸入品に課される税・関税 19. (控除) 総資本形成に係る消費税
20. 県内総生産（17+18-19）

(注)・以上で示した分類は平成 23 年基準における経済活動別分類である。  
 ・実質では、21.に開差 { 20 - ( 17 + 18 - 19 ) } を表章する。

## ( 2 ) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得及び県民可処分所得の分配は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第1次所得）を制度部門別に分配した上で、経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門については、純受取が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の純受取（受取 - 支払）を加えた企業所得が示される。

以上の財産所得と企業所得に雇用者報酬を加えた合計額が要素費用表示の県民所得である。これに生産・輸入品に課される税（控除）補助金に加算されて市場価格表示の県民所得となり、さらに経常移転の純移転が加えられて県民可処分所得となる。

表 5 - 2 主要系列表 3 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目
1. 雇用者報酬
(1) 賃金・俸給
(2) 雇主の社会負担
a. 雇主の現実社会負担
b. 雇主の帰属社会負担
2. 財産所得（非企業部門）
a. 受取
b. 支払
(1) 一般政府
a. 受取
b. 支払
(2) 家計
利子
a. 受取
b. 支払（消費者負債利子）
配当（受取）
その他の投資所得（受取）
賃貸料（受取）
(3) 対家計民間非営利団体
a. 受取
b. 支払
3. 企業所得（企業部門の第 1 次所得バランス）
(1) 民間法人企業
a. 非金融法人企業
b. 金融機関
(2) 公的企業
a. 非金融法人企業
b. 金融機関
(3) 個人企業
a. 農林水産業
b. その他の産業（非農林水産・非金融）
c. 持ち家
4. 県民所得（要素費用表示）( 1 + 2 + 3 )



5 . 生産・輸入品に課される税（控除）補助金 6 . 県民所得（市場価格表示）( 4 + 5 )
7 . 経常移転（純） ( 1 ) 非金融法人企業及び金融機関 ( 2 ) 一般政府 ( 3 ) 家計（個人企業を含む） ( 4 ) 対家計民間非営利団体
8 . 県民可処分所得（ 6 + 7 ） ( 1 ) 非金融法人企業及び金融機関 ( 2 ) 一般政府 ( 3 ) 家計（個人企業を含む） ( 4 ) 対家計民間非営利団体
( 参考 ) 県民総所得（市場価格）

- ( 注 ) 1 . 県民総所得（市場価格） = 県民所得（要素費用表示） + 固定資本減耗  
+ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金
- 2 . 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）は、営業余剰・混合所得に  
財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したもの。

### ( 3 ) 県内総生産 ( 支出側 ) ( 名目、実質、デフレーター )

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。次の表では、JSNA に準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出 ( 入 ) が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出 ( 入 ) とともに示される。

実質値は、生産側と同じく、連鎖方式による。

### ( 民間最終消費支出 )

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

家計最終消費支出は、居住者である家計 ( 個人企業を除く ) の消費財及びサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される ( 持ち家の帰属家賃 )。

家計最終消費支出の内訳項目として、国連の個別消費の目的別分類 ( COICOP ) に概ね準拠した 12 目的分類消費が示される。

対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利団体の産出額 ( 中間投入 + 雇用者報酬 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 ) から財貨・サービスの販売と自己勘定による総資本形成 ( 研究・開発 ) を控除したものである。

### ( 政府最終消費支出 )

一般政府の産出額 ( 中間投入 + 雇用者報酬 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 ) から、他部門に販売した額 ( 財貨・サービスの販売、例えば、国公立学校の授業料 ) と自己勘定による総資本形成 ( 研究・開発 ) を差し引いたものに、現物社会移転 ( 市場産出の購入 ) ( 社会保障による医療費・介護費の給付等 ) を加えたものを政府最終消費支出として計上する。

### ( 総資本形成 )

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

総固定資本形成は、有形又は無形の資産の取得であり、住宅、その他の建物・構築物、機械・設備、育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア）を含む。なお、「防衛装備品」については基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しない。

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量増を、その期間の市場価格で評価したものである。

#### （財貨・サービスの移出（入））

財貨・サービスの海外及び県外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による県外（内）市場での財貨・サービスの直接購入である。

表5 - 3 主要系列表4 県内総生産(支出側)(名目、実質、デフレーター)

項 目
1. 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a. 食料・非アルコール飲料 b. アルコール飲料・たばこ c. 被服・履物 d. 住居・電気・ガス・水道 e. 家具・家庭用機器・家事サービス f. 保健・医療 g. 交通 h. 通信 i. 娯楽・レジャー・文化 j. 教育 k. 外食・宿泊 l. その他 〔(再掲) 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃) 持ち家の帰属家賃〕 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 2. 政府最終消費支出 3. 県内総資本形成 (1) 総固定資本形成 a. 民間 (a) 住宅 (b) 企業設備 b. 公的 (a) 住宅 (b) 企業設備 (c) 一般政府 (2) 在庫変動 a. 民間企業 b. 公的(公的企業・一般政府) 4. 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入(純) (2) 統計上の不突合
5. 県内総生産(支出側)(1 + 2 + 3 + 4)
(参考) 県外からの所得(純) 県民総所得(市場価格)

注 実質では、4. は開差を含め、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差」と表章し、(再掲)及び(参考)は表章しない。

## 2 . 付表

### ( 1 ) 一般政府の部門別所得支出取引

地方政府である県と市町村、社会保障基金、中央政府（国出先機関）の4部門に分割し、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、政府部門が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

### ( 2 ) 社会保障負担の明細表

社会保障負担は、社会保障基金に対する負担金であり、雇主及び家計によるものを含む。この表においては、社会保障基金に属する制度毎に雇主及び家計の負担を表章する。

### ( 3 ) 一般政府から家計への移転の明細表

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われるその他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに詳細に表章する。また、現物社会移転（市場産出の購入）（医療、介護の公的保険負担分等）と現物社会移転以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連政策を詳細に把握することが可能となる。

### ( 4 ) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別に県内総生産の1次分配が示される。経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が、さらに、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

### ( 5 ) 経済活動別の就業者数及び雇用者数

経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。

2ヶ所の事業所に雇用される者については、2人と数えるため、国勢調査等の調査が

ら得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート・タイム労働者についても、フル・タイム労働者と同様に1人としている。

表5 - 4 付表1 一般政府の部門別所得支出取引

項目	国出先 機関	県	市町村	社会保 障基金	合 計	(参考) 地方社会保障 基金(注)を含 む地方政府
1. 財産所得						
2. 現物社会移転以外の社会給付						
(1) 現金による社会保障給付						
(2) その他の社会保険非年金給付						
(3) 社会扶助給付						
3. 他の一般政府部門への経常移転						
(1) 国出先機関に対するもの						
(2) 県に対するもの						
(3) 市町村に対するもの						
(4) 社会保障基金に対するもの						
4. 県外に対するその他の経常移転						
(1) 国庫に対するもの						
(2) その他に対するもの						
5. 他部門に対するその他の経常移転						
うち非生命純保険料						
6. 最終消費支出						
うち、現物社会移転						
7. 貯蓄						
支 払						

(注) ここでの地方社会保障基金とは、事業会計の国民健康保険事業(事業勘定)、後期高齢者医療事業、介護保険事業(保険事業勘定)の3つを指す。

項 目	国出先 機関	県	市町村	社会保 障基金	合 計	(参考) 地方社会保障 基金(注)を含 む地方政府
1. 生産・輸入品に課される税 2. (控除)補助金 3. 財産所得 4. 所得・富等に課される経常税 5. 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 6. 他の一般政府部門からの経常移転 (1) 国出先機関からのもの (2) 県からのもの (3) 市町村からのもの (4) 社会保障基金からのもの 7. 県外からのその他の経常移転 (1) 国庫からのもの (2) その他からのもの 8. 他部門からのその他の経常移転 うち非生命保険金						
受 取						



表5 - 5 付表2 社会保障負担の明細表（一般政府の受取）

項 目	雇主の 現実社会負担	家計の 現実社会負担	合 計
1 . 特別会計 ( 1 ) 年金 ( 除児童手当 ) a . 健康保険 b . 厚生年金 c . 国民年金 ( 2 ) 労働保険 a . 労災保険 b . 雇用保険 ( 3 ) 船員保険 2 . 国民健康保険 3 . 後期高齢者医療 4 . 共済組合 ( 1 ) 国家公務員共済組合 a . 短期経理 b . 長期経理 c . 業務経理 d . 保健経理 ( 2 ) 地方公務員共済組合 a . 短期経理 b . 長期経理 c . 業務経理 d . 保健経理 ( 3 ) その他 a . 短期経理 b . 長期経理 c . 業務経理 5 . 組合管掌健康保険 6 . 全国健康保険協会 7 . 児童手当及び子ども手当 8 . 基金 9 . 介護保険			
合 計			

表5 - 6 付表3 一般政府からの家計への移転の明細表（社会保障関係）

項 目	現物社会移転 以外の社会給付	現物社会移転 (市場産出の購 入)	合 計
1. 社会保障給付 (1) 特別会計 年金(除児童手当) a. 健康保険 b. 厚生年金 c. 国民年金 労働保険 a. 労災保険 b. 雇用保険 船員保険 (2) 国民健康保険 (3) 後期高齢者医療 (4) 共済組合 国家公務員共済組合 a. 短期経理 b. 長期経理 地方公務員共済組合 a. 短期経理 b. 長期経理 その他 a. 短期経理 b. 長期経理 (5) 組合管掌健康保険 (6) 全国健康保険協会 (7) 児童手当及び子ども手当 (8) 基金 (9) 介護保険 2. その他の社会保険非年金給付 3. 社会扶助給付			
合 計			

表 5 - 7 付表 4 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動の種類	産出額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
			= -
1. 農林水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス  小 計  輸入品に課される税・関税 (控除)総資本形成に係る消費税  合 計			
(再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体 小 計			

(注)・製造業の内訳(中分類ベース)の特掲を行う。ただし、製造業の内訳については付表の項目 ~ (表頭)のうち、 ~ のみ公表を行うこととし、 ~ についてはデータの制約などから公表を行わない。

・以上で示した分類は平成 23 年基準における経済活動分類である。

固定資本減耗	県内純生産 (生産者価格表示)	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	県内要素所得	県内雇用者報酬	営業余剰・混合所得
	= -		= -		= -

表 5 - 8 付表 5 経済活動別の就業者数及び雇用者数

項目 経済活動別	就業者数 (内ベース)	雇用者数(注)	
		(内ベース)	(民ベース)
1. 農林水産業 2. 鉱業 3. 製造業 (1) 食料品 (2) 繊維製品 (3) パルプ・紙・紙加工品 (4) 化学 (5) 石油・石炭製品 (6) 窯業・土石製品 (7) 一次金属 (8) 金属製品 (9) はん用・生産用・業務用機械 (10) 電子部品・デバイス (11) 電気機械 (12) 情報・通信機器 (13) 輸送用機械 (14) その他の製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5. 建設業 6. 卸売・小売業 7. 運輸・郵便業 8. 宿泊・飲食サービス業 9. 情報通信業 10. 金融・保険業 11. 不動産業 12. 専門・科学技術、業務支援サービス業 13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業 16. その他のサービス  (再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体			
合計			

(注) 1. 2 つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ 1 人と数えるため、1 人の仕事を主なもの 1 つに限っている国勢調査の数値とは一致しない。

2. 雇用者数は基本的には内(就業地)ベース。ただし、合計のみ、民(常住地)ベースも並列して掲載してある。

## 付章 県民経済計算の発展経緯

### 1. 県民所得統計から県民経済計算への発展

日本における県民経済計算の沿革を遡ってみると、戦後間もない昭和 22 年、一部の県で県民所得の推計が試みられて以来、国民所得統計の普及発展とともに県民所得統計も段階的に発展を続け、県民経済計算として現在に至っている。

県民所得統計の発展は、主なところをたどると次のとおりである。

(1) 昭和 22 年、経済安定本部(現内閣府)国民所得調査室において、県民所得の概念や表章形式及び推計方法などの研究が始められ、これが県民所得標準方式の端緒となった。

これに先立ち、鹿児島県は敗戦による県民経済の崩壊から県民経済の根本的建て直しを図るためには、県政はすべからず統計に基づいた科学的な施策を展開しなければならないという認識に立ち、このために県民所得統計の作成が急務であると考え、鹿児島県民所得を試算した。

これにつれて他の多くの県でも県民所得の研究や試算が始められた。

(2) 昭和 24 年、経済安定本部国民所得調査室は、県民所得推計の指導に積極的に乗り出すとともに、その具体案として「県民所得推計試案」を作成し、発表した。

(3) 昭和 26 年、経済安定本部国民所得調査室は、昭和 24 年版試案の改定を行い、「県民所得推計に関する試案」を作成した。これが全県に普及することとなった。

(4) 昭和 31 年、経済企画庁(現内閣府)調査部国民所得課は「県民所得の標準方式(昭和 31 年版)」を作成した。

これは、「県民経済の循環構造を可能な限りにおいて把握し、県自体の財政経済施策の樹立に資し、さらに県民経済相互の比較を可能ならしめ、国民経済の地域分析及び国民経済的視野に立つ経済施策の樹立にも役立つこと」を目的とした。

この内容は、主要系列として県内生産所得、県民個人所得、県民個人支出、補助系列として県民分配所得、産業別個人所得を示している。

これによって、これまで試案の域を出なかったものが、初めて本格的な標準方式として意味や内容を備えるに至った。

(5) 昭和 41 年、国民所得統計が新方式に移行したことに伴い、県民所得標準方式につい

ても従来の主要系列等の推計に止まらず、勘定形式の採用による計算体系や新しい国民所得統計との比較並びに県際比較の向上等を目指して、改善のための研究・検討が始められた。その結果、昭和 42 年に「県民所得標準方式」第一次案（3 月）、第二次案（8 月）、昭和 43 年 2 月に第三次案、昭和 44 年 3 月に第四次案、そして昭和 44 年 10 月に第五次案が示された。

( 6 ) 昭和 45 年 2 月「県民所得の新標準方式（昭和 45 年版）」が経済企画庁経済研究所国民所得部によって作成され、これに基づき都道府県が、県民所得を推計することとなった。

( 7 ) 昭和 53 年、国民所得統計は 1968 年に国際連合において勧告された新しい国際的標準体系（68SNA）に全面的に移行し、「国民経済計算（JSNA）」に切換えられた。これに伴って、県民所得統計も「県民経済計算」体系への移行が進められることになった。8 月には経済企画事務次官より各都道府県知事にあて 68SNA の移行についての通知を行い、9 月には「新県民所得標準方式（概念調整方式）」が作成された。

その後、経済企画庁経済研究所の「県民所得研究会」において、推計方法に関する研究検討が重ねられ、この成果を踏まえて、昭和 55 年に「県民経済計算標準方式 - 県民経済計算検討会議試案 - 」、「県民経済計算標準方式に関する推計方法 - 試案 - 」が作成された。

( 8 ) 以後、昭和 56 年度から昭和 57 年度にわたり、「地域経済計算研究会（県民所得研究会が改称）」等での研究を重ねつつ、「県民経済計算標準方式（案）」、「県民経済計算標準方式に関する推計方法（案）」を作成した。これらを踏まえて昭和 58 年 7 月「県民経済計算標準方式（昭和 58 年版）」が作成された。

( 9 ) 昭和 60 年、JSNA は、推計の主要な基礎統計である昭和 55 年の国勢調査、産業連関表等が出そろったことにより、従来の昭和 50 年基準から、昭和 55 年基準へと基準年次を改めるとともに、推計方法の改善・整備を行った。

これに伴い、県民経済計算においても、地域経済計算研究会において概念の一部や表章形式の変更等の検討が行われ、この成果を踏まえて昭和 63 年 3 月「県民経済計算標準方式（昭和 63 年版）」が作成された。

( 10 ) 平成 12 年、JSNA は 1993 年に国際連合において勧告された新しい国際的標準体系（93SNA）に全面的に移行した。

これに伴って、県民経済計算も 93SNA への移行が進められることになった。平成 12 年度から平成 13 年度にわたって、推計方法の改定に伴う研究と検討が重ねられ、この成果を踏まえて、平成 14 年 5 月に「県民経済計算標準方式（平成 14 年版）」が作成された。

(11) 平成 23 年、JSNA は平成 17 年基準改定を行った。この改定では、これまで一部 93SNA に移行していなかった推計項目等（FISIM の本体系への導入等）の導入が主要な改定項目となった。これに伴って、県民経済計算についても平成 17 年基準改定にかかる推計方法の改定に伴う研究と検討が重ねられ、この成果を踏まえて、平成 25 年 1 月に「県民経済計算標準方式（平成 17 年基準版）」が作成された。

(12) 平成 28 年、JSNA は平成 23 年基準改定を行った。この改定では、2008SNA の導入が主要な改定内容となった。これに伴って、県民経済計算についても平成 23 年基準改定にかかる推計方法の改定に伴う研究と検討が重ねられ、この成果を踏まえて、「県民経済計算標準方式（平成 23 年基準版）」が作成された。（平成 30 年 3 月公表）

## 2 . 県民経済計算の標準方式と国民経済計算の関連

県民経済計算の体系は、JSNA についての基本的な考え方やその構造を県という地域に援用することが着想の基盤となっている。

従って、県民経済計算の普及、発展の沿革や経緯は、現行の JSNA が旧来の国民所得統計ないし国民所得勘定から発展拡充してきた経緯と類似している。すなわち、県民経済計算は JSNA の後を追って変遷してきているので、国並びに国際的な推移を理解することが県民経済計算の歴史を知る上で重要である。

JSNA における国際標準方式の意義と役割について国際的にみると、国民所得統計作成の端緒は第 2 次世界大戦中にあり、漸次国民所得勘定として整備されてきたが、近年においては、国民所得勘定を中核とする国民経済計算体系としての画期的な発展拡充の段階を迎えるに至っている。

このような国際的な規模における国民所得統計から国民経済計算への普及発展の過程において、国際的な標準化や水準向上を推進する役割を担ってきたのは、国連や OECD 等から加盟各国に対し提案された国際標準方式であった。

これらの国際標準方式のなかで、中心のかつ代表的な役割を果たしてきたものは、国連



による勧告の SNA ( A System of National Accounts の略称 ) である。その策定や改定にあたっては、理論、統計の両面における国際的な発展向上に応じ、かつまた推計実務や利用上の諸要請に対応するために、国連に専門委員会や専門家会議が組織され広範にして緻密な調査研究が進められるとともに、加盟各国の意見や経験の聴取がそのつど行われてきた。

SNA の策定が最初の成案をみたのは、1953 年 ( 昭 28 年 ) で、その適用が各国に対して勧告されたのち、1955 年 ( 昭 30 年 ) 及び 1964 年 ( 昭 39 年 ) に若干の部分改定が加えられた。その後、時代の要請に応えるため、単なる部分改定にとどまらず、抜本的改定が提案されるに至り、数カ年にわたる調査研究と審議検討を重ねた結果、範囲・構造とも大幅に一新された画期的な SNA が 1968 年 ( 昭 43 年 ) に採択され ( 68SNA )、国連加盟各国に対し勧告された。

68SNA は、それまでの SNA が対象とした国民所得勘定の領域にとどまらず、国民所得勘定を中核としながら、国民経済計算の他の諸勘定を完全に接合した整合性のある包括的統計体系の整備を意図したものであった。

日本では 1978 年 ( 昭和 53 年 8 月 ) に 68SNA に全面的に移行し、それに伴って国民所得関連統計は、従前の国民所得統計ないし国民所得勘定から JSNA と称されることになり、新しい発展段階に入った。

その後、20 年近くを経て、経済社会は大きく変わり、政府の役割の変化、グローバル化の進展、情報通信サービスの発展、金融市場の複雑化が急速に進んだ。こうした変化に対応した SNA を構築すべく、国際連合等で検討が進められ、1993 年 ( 平成 5 年 ) に国際連合から各国に 93SNA が勧告された。

更に、2009 年 ( 平成 21 年 ) には国際連合において 93SNA 策定以降の経済・金融環境の変化を踏まえ、新たな国際基準 ( 2008SNA ) が採択された。JSNA は 2016 年 ( 平成 28 年 ) の平成 23 年基準改定により 2008SNA への対応が行われた。